

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 298・2012/05/26～2012/06/01

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令、新政策

- 废弃电器电子产品处理基金征收使用管理办法..... 2
- 节能产品惠民工程高效节能平板电视推广实施细则..... 2
- 海关总署商品归类决定（世界海关组织 2010 年至 2011 年商品归类决定）..... 3
- 关于我国居民企业实行股权激励计划有关企业所得税处理问题的公告..... 3

二、相关新信息

- 全国首例纵向垄断纠纷一审宣判: 强生公司
限定转售价格未被认定构成垄断..... 3
- 上海综合保税区工会大力开展集体协商工
作..... 5
- 有关“统括公司”的简要介绍..... 6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令、新政策

- 廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理
弁法..... 2
- 省エネ製品社会奉仕プロジェクト高効率・省エ
ネのフラットテレビ普及実施細則..... 2
- 税関総署商品分類決定(世界税関機構 2010
年から 2011 年の商品分類決定)..... 3
- 中国居住民企業による持分インセンティブ計画に
関係する企業所得税処理事項についての公告.. 3

二、関連する新着情報

- 全国で初めての縦型独占紛争の一審の判決が
下された。強生社による再販価格の限定は独
占を構成するとは認定されなかった…………… 3
- 上海綜合保税區労働組合が団体交渉作業の
実施に力を入れる…………… 5
- 「統括会社」に関する概要紹介…………… 6

一、相关新法令、新政策

● 废弃电器电子产品处理基金征收使用管理办法

【发布单位】财政部等六部门

【发布文号】财综〔2012〕34号

【发布日期】2012-05-21

【实施日期】2012-07-01

【内容提要】根据该办法：

- 废弃电器电子产品处理基金，是国家为促进废弃电器电子产品回收处理而设立的政府性基金。基金全额上缴中央国库，纳入中央政府性基金预算管理，实行专款专用（包括，用于对取得废弃电器电子产品处理资格的企业进行补贴等）。
- 电器电子产品生产者（包括自主品牌生产企业和代工生产企业）、进口电器电子产品的收货人或者其代理人，应按照其销售/进口的电器电子产品数量，按规定标准缴纳基金。
- 征收基金的产品包括电视机、电冰箱、洗衣机、房间空调器和微型计算机。征收标准为 7-13 元/台，根据产品不同，征收标准也不同。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201205/t20120530_655358.html

● 节能产品惠民工程高效节能平板电视推广实施细则

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会、工业和信息化部

【发布文号】财建〔2012〕259号

【发布日期】2012-05-25

【实施期间】2012-06-01 至 2013-05-31

【备注】财政部等同时发布了《节能产品惠民工程高效节能房间空气调节器推广实施细则》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2012-05/28/content_2147041.htm

一、関連する新法令、新政策

● 廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法

【発布機関】財政部等六部門

【発布番号】財綜〔2012〕34号

【発布日】2012-05-21

【施行日】2012-07-01

【概要】本弁法によると以下の通りです。

- 廃棄電器電子製品処理基金は、国が廃棄電器電子製品回収処理を促進するために設立した政府性基金である。基金全額は中央国庫に上納され、中央政府性基金の予算管理に組み込まれ、個別基金として個別に使用される（廃棄電器電子製品処理資格を有する企業に対する補助金等に用いる）。
- 電器電子製品製造者（自主品牌製造企業及び製造加工代理企業を含む）、電器電子製品を輸入する荷受人又はその代理人は、その販売/輸入する電器電子製品の数量に基づき、所定の基準により基金を納付しなければならない。
- 基金を徴収する製品には、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、室内空調機及びマイクロコンピューターが含まれる。徴収基準は 7-13 元/台であり、製品によって徴収基準も異なる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201205/t20120530_655358.html

● 省エネ製品社会奉仕プロジェクト高効率・省エネのフラットテレビ普及実施細則

【発布機関】財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部

【発布番号】財建〔2012〕259号

【発布日】2012-05-25

【施行期間】2012-06-01 から 2013-05-31 まで

【備考】財政部等は、同時に「省エネ製品社会奉仕プロジェクト高効率・省エネの室内空調機普及実施細則」を発布している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-05/28/content_2147041.htm

- 海关总署商品归类决定（世界海关组织 2010 年至 2011 年商品归类决定）

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署 2012 年第 24 号
 【发布日期】2012-05-18
 【实施日期】2012-05-18
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info372353.htm>

- 关于我国居民企业实行股权激励计划有关企业所得税处理问题的公告

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局公告 2012 年第 18 号
 【发布日期】2012-05-23
 【实施日期】2012-07-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
 关于我国居民企业实行股权激励计划有关企业所得税处理问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11968394.html>
 解读
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/11968473.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 全国首例纵向垄断纠纷一审宣判：强生公司限定转售价格未被认定构成垄断

北京锐邦涌和科贸有限公司（以下简称“锐邦公司”）以其与强生（上海）医疗器械有限公司、强生（中国）医疗器械有限公司（以下合称“强生公司”）签订的经销合同中包含限定最低转售价格的条款、涉嫌垄断为由，将强生公司诉至上海市第一中级人民法院，索赔 1400 余万元。这是中国实施《反垄断法》以来，法院审理的首例纵向垄断协议民事诉讼案。

2012 年 02 月 03 日，法院开庭审理了本案（庭审情况、双方主要观点等，请参考第 285 期《里兆法律资讯》）；2012 年 05 月 18 日，法院对本案作出了一审宣判，本案要确定存在垄断行为，依据尚不充分，驳回原告锐邦公司的全部诉讼请求。

- 税関総署商品分類決定（世界税関機構 2010 年から 2011 年の商品分類決定）

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署 2012 年第 24 号
 【発布日】2012-05-18
 【施行日】2012-05-18
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info372353.htm>

- 中国居民企業による持分インセンティブ計画に
関係する企業所得税処理事項についての公告

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国家税務総局公告 2012 年第 18 号
 【発布日】2012-05-23
 【施行日】2012-07-01
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 中国居民企業による持分インセンティブ計画に
関係する企業所得税処理事項についての公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11968394.html>
 解説
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/11968473.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 全国で初めての縦型独占紛争の一審の判決が下された。強生社による再販価格の限定は独占を構成するとは認定されなかった

北京銳邦涌和科貿有限公司（以下「銳邦社」という）は、自己の強生（上海）醫療器材有限公司、強生（中国）醫療器材有限公司（以下「強生社」と合称する）と締結した代理販売契約中に最低再販価格を限定する条項が含まれており、独占行為の疑いがあることを理由に、強生社を上海市第一中級人民法院に提訴し、1400 万人民币元あまりの賠償を求めた。これは中国が「独占禁止法」を施行してから、裁判所が審査する初めての縦型独占協定の民事訴訟案件である。

2012 年 2 月 3 日、裁判所は開廷し本案件を審理した（法廷審問の状況、双方の主な観点については、第 285 期「里兆法律情報」をご参照）。2012 年 5 月 18 日、裁判所は本案件について一審の判決を下し、本案

法院审理后认为，经营者承担实施垄断行为的民事责任，需要具备实施垄断行为、他人受损害、垄断行为与损害具有因果关系三个要件，而本案中：

- 要确定存在垄断行为，依据尚不充分。原告之间所签订的经销合同的确包含限制锐邦公司向第三人转售最低价格的条款，但对于《反垄断法》第十四条所规定的垄断协议的认定，不能仅以经营者与交易相对人是否达成了固定或者限定转售价格协议为准，而需要结合该法第十三条第二款所规定的内容，即需要进一步考察此等协议是否具有排除、限制竞争的效果。具体而言，需要进一步考察经销合同项下的产品在相关市场所占份额、相关市场的上下游竞争水平、该条款对产品供给数量和价格的影响程度等因素，才能够得出正确的结论。但本案中，原告锐邦公司提交的证据仅为被告强生公司在互联网上对其缝线产品所做的简短介绍，并不能确切地反映出经销合同项下产品在相关市场所占份额，更不能说明相关市场的竞争水平、产品供应和价格的变化等情况。相反，强生公司提交的证据表明存在多家同类产品的供应商。
- 锐邦公司主张的损害，均是双方在购销合同纠纷中得以主张的损害，与价格限制条款本身并无直接关联，未能说明遭受了《反垄断法》意义上的损害。

基于上述理由，法院作出一审判决，未认定强生公司构成垄断，驳回锐邦公司的全部诉讼请求。尽管这只是一审判决，但根据律师经验猜测，类似这样的“全国首例”受关注案件，一审法院的核心观点很可能已经与上级法院沟通过了。

本案对存在类似限定转售价格行为的企业，有着重要的借鉴意义。但律师在此要提醒的是，中国不是“判例法”国家，上海市第一中级人民法院的上述观点及其判决对其他法院没有约束力，更重要的是，本案中，法院的落脚点在于“依据尚不充分”（尽管，要证明法院提出的“三个要件”，确实很困难，但理论上，还是存在这种可能性）。所以，相关企业仍需谨慎应对，同时，可以考虑结合“三个要件”理论来反向研究、论证相关销售政策的可行性和改进方法等。

【备注】《反垄断法》相关条文：

- 第十三条第二款：本法所称垄断协议，是指排除、限制竞争的协议、决定或者其他协同行为。
- 第十四条：禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：
 - （一）固定向第三人转售商品的价格；
 - （二）限定向第三人转售商品的最低价格；
 - （三）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

（里兆律师事务所 2012 年 05 月 29 日整理编写）

件に独占行為が存在すると確定するには、証拠が不十分であるとし、原告である鋭邦社の請求をすべて棄却した。

裁判所は、審理の後、事業者が独占行為実施の民事責任を負担するには、独占行為の実施、他人の受けた損害、独占行為とその損害とに因果関係があるという 3 つの要件を具備する必要があると判断するが、本案件においては以下の通りである。

- 独占行為が存在すると確定するには、証拠が不十分である。原告と被告の間で締結した代理販売契約には、鋭邦社が第三者に再販する際の最低価格を制限する条項が確かに含まれているが、「独占禁止法」第十四条に定める独占協定の認定については、事業者と取引先とで再販価格を確定し又は制限することに合意したかどうかだけを基準とすることはできず、同法第十三条第二項に定める内容と併せて考慮する必要がある。つまり、これらの協定に競争を排除し、制限する効果があるかどうかを更に検討する必要がある。具体的には、代理販売契約に基づく製品の係る市場におけるシェア、係る市場の川上・川下の競争水準、同条項が製品の供給数量及び価格に与える影響の度合い等の要素を更に勘案してからでなければ、正確な結論を導き出すことはできない。ただし、本案件においては、原告である鋭邦社が提出した証拠は、被告の強生社がインターネット上で縫合糸製品について行った簡単な紹介だけに過ぎず、代理販売契約に基づく製品の係る市場シェアを正確に反映することはできず、係る市場の競争水準、製品供給及び価格の変化等の状況について説明することもできない。反対に、強生社が提出した証拠は、複数の同類製品のサプライヤーが存在することを反映している。
- 鋭邦社の主張する損害は、いずれも双方が仕入販売契約紛争で主張する損害であり、価格制限条項自身とは直接の関連性はなく、「独占禁止法」の意味における損害を被ったことを説明することはできない。

上記の理由から、裁判所は一審の判決を下し、強生社が独占を構成したとは認定せず、鋭邦社のすべての請求を棄却した。これは一審の判決に過ぎないが、筆者の経験から推測する限り、このような「全国初」の注目される案件としては、一審の裁判所の核心的観点は、すでに上級裁判所に相談していた可能性が充分にあると思われる。

本案件は、類似する再販価格限定行為の存在する企業にとって、重要な参考の意味があるが、注意したいこととしては、中国は「判例法」国家ではなく、上海市第一中级人民法院の上記の観点及びその判決は、その他の裁判所には拘束力がなく、より重要なこととして、本案件においては、裁判所の立脚点は「証拠が不十分」とのことである（裁判所のいう「3 つの要件」を証明するのは、確かに困難ではあるが、理論上は、その可能性は存在する）。したがって、企業は慎重に対応する必要があり、また「3 つの要件」の理論と併せて、逆方向から係る

販売政策の実行可能性と改善方法等を研究し、論証するのがよい。

【備考】「独占禁止法」の関係する条文は以下の通りである。

- 第十三条第二項：本法にいう独占協定とは、競争を排除し、制限する協定、決定又はその他の提携行為をいう。
- 第十四条：事業者と取引先が次に掲げる独占協定を結ぶことを禁止する。
 - (一) 第三者への商品再販価格を確定する。
 - (二) 第三者への商品再販の最低価格を限定する。
 - (三) 国务院独占禁止法令執行機関が認定するその他独占協定。

(里兆法律事務所が 2012 年 5 月 29 日付で作成)

● 上海综合保税区工会大力开展集体协商工作

近来，上海综合保税区（含上海港洋山港区、外高桥港区、浦东机场空港，以及洋山保税港区、外高桥保税区、浦东机场综合保税区，合称“三港三区”）工会具文《关于签订集体合同的通知》，称为响应《关于全面推进集体协商机制建设的意见》（沪委办发〔2010〕32 号）提出的“**从 2010 年到 2012 年，力争用三年时间基本在各类企业实行集体合同制度**”的号召，要求所属贸易行业工会、制造行业工会、航运物流工会等依法向保税区内注册企业提出集体协商要求，并拟定了《上海综合保税区〇〇行业集体合同》和《上海综合保税区〇〇行业 2012 年度工资专项集体合同》两份集体合同范本等文件（其附件还包括《关于签订集体合同的通知》、《集体协商告知书》、《〇〇行业性集体协商企业方代表授权委托书》、《上海综保区〇〇行业集体协商要约书》、《〇〇行业集体协商要约书复函》等），希望企业积极配合，在集体合同上盖章签字。

从两份集体合同的条款来看，其内容比较简单，总体上公平、合法，基本上是法律规定的“复述”，并没有在法律规定的标准之外增加企业义务。当然，从目前的法律规定来看（《劳动合同法》第 51 条、《集体合同规定》第 34 条、《上海市集体合同条例》第 20 条等），签订集体合同仍然应以平等协商为主，并非企业的强制性法定义务，即，企业可以根据自身情况、集体合同条款以及集体协商的具体状况，决定签或不签、或针对集体合同文本提出修订意见等。

签或不签集体合同，对企业而言各有利弊，建议结合自身内外部情况等，综合研究、判断。

(里兆律师事务所 2012 年 06 月 01 日整理编写)

● 上海综合保税区労働組合が団体交渉作業の実施に力を入れる

近頃、上海綜合保税区（上海港洋山港区、外高桥港区、浦东空港、及び洋山保税港区、外高桥保税区、浦东空港綜合保税区を含み、「三港三区」と合称する）の労働組合は「労働協約締結についての通知」を發布し、「団体交渉メカニズム構築を全面的に推進することについての意見」（滬委弁發〔2010〕32 号）で打ち出された「**2010 年から 2012 年まで、三年の歳月を利用して各形態の企業が労働協約制度をほぼ実施するようにする**」との呼びかけに応じ、所管の貿易業種労働組合、製造業種労働組合、航空運輸物流労働組合等が法に照らして保税区内の登録企業に対して団体交渉を行うよう要求し、且つ「上海綜合保税区〇〇業種労働協約」及び「上海綜合保税区〇〇業種 2012 年度給与に関する個別労働協約」の 2 つの労働協約見本書式等の文書（その別紙には「労働協約締結に関する通知」、「団体交渉告知書」、「〇〇業種性団体交渉企業側代表授權委任状」、「上海綜合保税区〇〇業種団体交渉申込書」、「〇〇業種団体交渉申込書返答書」等が含まれる）を制定し、企業には積極的に協力し、労働協約に押印署名するよう求めるとした。

2 つの労働協約の条項を見る限りでは、その内容は相対的に簡単であり、全体的に見ても、公平且つ適法であり、基本的には法律の規定の「繰返し」であり、法律に定める基準のほかに、企業の義務を別途増やしたりはしていない。勿論、現在の法律規定（「労働契約法」第 51 条、「労働協約規定」第 34 条、「上海市労働協約条例」第 20 条等）から見ると、労働協約の締結は依然として、平等な交渉を主としなければならない、企業には強制的な法定義務はなく、つまり、企業は自己の状況、労働協約条項及び団体交渉の具体的な状況に応じて、締結するかどうかを決定し、又は労働協約の書式に修正意見を出すなどすることができる。

労働協約を締結するかどうかは、企業にとってはそれぞれメリット、デメリットがあり、自身の内部及び外部の状況と併せて、総合的に検討し、判断するのがよい。

(里兆法律事務所が 2012 年 6 月 1 日付で作成)

● 有关“统括公司”的简要介绍

近来，不少企业询问与“统括公司”相关的问题。实际上，“统括公司”并非中国法律中的概念。中国法律中与“统括公司”相对应的概念通常是指，外国投资者为实现对某一区域的数家关联公司进行统一管理的目的，以投资性公司或管理性公司等方式设立的公司。在中国设立统括公司，除了可以协助处理各公司相关部门之间的业务、强化企业管理、开拓新业务的市场之外，还能进一步加强集约化经营管理，实现企业集团可持续发展。

尽管以投资性公司或管理性公司形式设立统括公司可以发挥对某一区域的数家关联公司进行统一管理的作用，不过，目前中国鼓励投资性公司或管理性公司申请地区总部，并对此在多方面予以扶持，例如：被认定为地区总部后的投资性公司或管理性公司可以从事更多的经营内容。因而，目前，具有地区总部性质的投资性公司和管理性公司已经较为普遍。为了帮助企业厘清投资性公司、管理性公司在概念、职能、设立条件、经营范围、融资能力、资本金运用以及优惠政策等方面的区别，律师以具有地区总部性质的投资性公司和管理性公司为例，简要列表介绍如下：

	投资性公司 (地区总部)	管理性公司 (地区总部)
界定	根据《 关于外商投资举办投资性公司的规定 》，“投资性公司”指，外国投资者在中国以独资或与中国投资者合资的形式设立的从事直接投资的公司。投资性公司主要根据全国性法律规定设立，适用于 <u>全国范围</u> 。	目前尚无全国统一的规定，但各地（例如，北京、上海、广州等）规定大同小异。根据《 上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定 》，“管理性公司”指，跨国公司为整合管理、研发、资金管理、采购、销售、物流及支持服务等营运职能而设立的公司。管理性公司通常根据地区性法律规定设立，适用于 <u>地区范围</u> 。不过，地区总部管理的据点范围可以是全中国，不限于某一个地区。
职能	通常具有 <u>投资</u> 、管理、销售中心等职能。	通常具有管理、销售中心等职能。
设立	根据《 关于外商投资举办投资性公司的规	各地通常会从母公司资产规模、在中国

● 「統括会社」に関する概要紹介

昨今、少なからぬ企業より「統括会社」に関する問合せを受けている。実のところ、「統括会社」は中国法上の概念ではなく、中国法において「統括会社」と対応する概念としては、一般的に、外国投資者がある地域の複数の関連会社をまとめて管理する目的のため、投資性会社または管理性会社という方式で設立した会社を指す。中国で統括会社を設立することは、各社関連部門間の業務処理に対する支援、企業管理の強化、新業務市場開拓のほか、経営管理の更なる集約、企業グループの持続的発展の実現を可能にする。

投資性会社または管理性会社の形式で統括会社を設立すれば、ある地域における複数の関連会社を統一管理することが可能となるだけでなく、現在、中国では投資性会社または管理性会社の地域本部申請を奨励しており、それらに対し多方面にわたる支援を行っている。例えば、地域本部と認定された投資性会社または管理性会社はより多くの営業活動に従事することが可能となる。このため、現在、地域本部機能を備えた投資性会社及び管理性会社は既に少なくない。投資性会社と管理性会社の概念、機能、設立条件、経営範囲、融資能力、資本金運用及び優遇政策等における違いを企業の皆様の理解しやすいよう、地域本部機能を具備する投資性会社及び管理性会社を例に、以下のとおり表にまとめて紹介する。

	投資性会社 (地域本部)	管理性会社 (地域本部)
定義	「 外資による投資性会社設立に関する規定 」によれば、「投資性会社」とは、外国投資者が中国において独資または中国投資者との合併形式で設立した直接投資に従事する会社を指す。投資性会社は、主として全国性的法律規定に基づき設立され、一般的に <u>全国的</u> なものである。	現在、全国で統一された規定はないが、各地（例えば、北京、上海、広州等）の規定は大同小異である。「 上海市の多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定 」によれば、「管理性会社」とは、多国籍企業が管理、研究開発、資金管理、調達、販売、物流及びサポートサービス等の運営機能を統括する目的で設立した会社を指す。管理性会社は通常、地域的法律規定に基づき設立され、 <u>地域的</u> なものである。ただし、地域本部が管理する対象は中国全土に及び、一部の地域に限られることはない。
機能	通常では、投資、管理、販売センター等の機能を具備する。	通常では、管理、販売センター等の機能を具備する。
設立	「 外資による投資性会社設立に関する規定 」によ	各地では通常、親会社の資産規模、中国

条件	定》，设立投资性公司通常会从母公司资产规模、在中国投资设立的公司数量、合资方资产规模、注册资本等方面进行管理，主要包括如下条件： 1. 母公司资信良好，申请前一年母公司资产总额不低于4亿美元，且母公司在境内已设立了外商投资企业，其实际缴付的注册资本的出资额超过1000万美元；或者，母公司在境内已设立了10个以上外商投资企业，其实际缴付的注册资本的出资额超过3000万美元； 2. 以合资方式设立投资性公司的，中国投资者应资信良好，申请前一年该投资者的资产总额不低于1亿元人民币； 3. 投资性公司的注册资本不低于3000万美元。 除了前述设立投资性公司的一般条件之外，要成为地区总部，还应符合如下条件： 1. 已缴付注册资本不低于1亿美元；或者已缴付注册资本不低于5000万美元，申请前一年其所投资企业资产总额不低于30亿人民币，且利润总额不低于1亿元人民币（按合并报表相关规定计）； 2. 注册资本中至少有3000万美元作为向其投资设立的外商投资企业的出资，或作为向其母公司或关联公司已投资设立外商投资企业未	投资设立的公司数量、注册资本等方面进行管理。以上海为例，主要包括如下条件： 1. 母公司的资产总额不低于4亿美元； 2. 母公司已在境内投资累计缴付的注册资本总额不低于1000万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于3个；或者母公司授权管理的中国境内外企业不少于6个； 3. 管理性公司的注册资本不低于200万美元。	条件	れば、投資性会社の設立は通常、親会社の資産規模、中国において投資設立済みの会社数、合併先の資産規模、登録資本金等に基づく管理が行われ、主として下記の条件が含まれる。 1. 親会社の信用が良好であり、申請前年度の親会社の資産総額が4億ドルを下回らず、且つ親会社は中国国内に外商投資企業を設立済みであり、払込登録資本金の出資額が1,000万米ドルを超えている。又は、親会社は中国国内に外商投資企業を10社以上設立済みであり、払込登録資本金の出資額が3,000万米ドルを超えている。 2. 合併方式で投資性会社を設立する場合、中国投資者の信用が良好であり、申請前年度の当該投資者の資産総額が1億人民元を下回らない。 3. 投資性会社の登録資本金は3,000万米ドルを下回らない。 前述の投資性会社設立に関する一般条件のほか、地域本部となるには下記の条件に合致しなければならない。 1. 払込登録資本金が1億米ドルを下回らない。又は、払込登録資本金が5,000万米ドルを下回らず、申請前年度に自身が投資した企業の資産総額が30億人民元を下回らず、且つ利潤総額が1億人民元（連結財務諸表の関連規定に基づき計算する）を下回らない。 2. 登録資本金のうち少なくとも3,000万米ド	において投資設立済みの会社数、登録資本金等に基づく管理が行われ、上海を例に挙げれば、主として下記の条件が含まれる。 1. 親会社の資産総額が4億ドルを下回らない。 2. 親会社が中国国内において投資した累計払込登録資本金総額が1,000万米ドルを下回らず、且つ親会社より授權され管理する中国国内外の企業が3社を下回らない。又は、親会社より授權され管理する中国国内外の企業が6社を下回らない。 3. 管理性会社の登録資本は200万米ドルを下回らない。
------------------	---	--	------------------	---	---

	缴付完毕的出资额的出资,或增资部分的出资,等; 3. 已设立研发机构。			ルを、自身が投資設立する外商投資企業への出資、又は親会社または関連会社が投資設立済みである外商投資企業の出資金払込未了分若しくは増資への出資等に充当する。 3. 研究開発機関を設立済みである。	
经营范围	经营范围较广,基本可以涵盖管理性公司的经营范围(通常商业企业的零售业务除外),此外还可以从事投资相关的经营活动(例如,在中国允许外商投资的领域进行投资)、经商务部批准从事境外工程承包业务和境外投资、设立融资租赁公司并提供相关服务,以及其他相关经营活动。	基本可以涵盖商业企业的经营范围(通常商业企业的零售业务除外),此外还可以从事管理(接受委托,对授权范围内企业进行管理)相关的经营活动,但是不能从事投资相关的经营活动。 通常包括:投资经营决策;生产经营管理;资金运作和财务管理;研究开发和技术支持;国内分销及进出口;货物分拨等物流运作;承接本公司集团内部的共享服务及境外公司的服务外包;员工培训与管理。	經營範圍が広く、基本的に管理性会社の経営範囲を網羅することができる(一般的な商業企業の小売業務を除く)。このほか、関連経営活動への投資(例えば、中国において外資の参入を認められた分野での投資)、商務部の認可を得た上での国外工事請負業務及び国外投資、ファイナンスリース会社の設立及び関連サービスの提供、並びにその他の関連経営活動にも従事することができる。	基本的に商業企業の経営範囲を網羅することができる(一般的な商業企業の小売業務を除く)。このほか、管理(委託を請け、授權された範囲内の企業に対する管理)に関連する営業活動にも従事することができるが、投資に関連する営業活動には従事できない。 通常では下記の内容が含まれる。 投資経営の決定、生産経営管理、資金運用及び財務管理、研究開発及び技術サポート、国内販売及び輸出入、貨物の仕分け等の物流運用、会社グループ内部の共有サービス及び国外会社のアウトソーシング請負、従業員の研修と管理。	
融資	贷款额通常为注册资本的4倍或6倍,视投资公司注册资本大小而定: ▪ 注册资本不低于3000万美元,其贷款额通常不超过已缴付注册资本额的4倍; ▪ 注册资本不低于1亿美元,其贷款额通常不超过已缴付注册资本额的6倍。	与普通的外商投资企业一样,贷款额通常为投资总额与注册资本之间的差额。	融資金額は通常、登録資本金の4倍または6倍までであり、投資性会社の登録資本金の額に応じて確定する。 ▪ 登録資本金 3,000万米ドル以上の場合、融資金額は通常、払込登録資本金額の4倍まで。 ▪ 登録資本金 1億米ドル以上の場合、融資金額は通常、払込登録資本金額の6倍まで。	一般的な外商投資企業同様に、融資金額は通常、投資総額と登録資本金の差額まで。	
资本金运用	根据《关于外商投资举办投资性公司的规定》,经外汇管理部门核准后,注册资本可在境内直接投资。	与普通的外商投资企业一样。根据《关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的通知》	「外資による投資性会社設立に関する規定」によれば、外貨管理部門の審査認可を得た上で、登録資本金を国内の直接投資に用いることがで	一般的な外商投資企業と同様である。「外商投資企業の外貨資本金支払決算管理関連業務処理問題の整備に関する	

		(汇综发[2008]142号), 注册资本金不可直接或结汇用于境内股权投资。		きる。	通知」(匯綜發[2008]142号)によれば、国内持分投資に登録資本金を直接または人民元転じて用いることはできない。
备注	1. 可被认定为地方级的地区总部; 符合条件的, 可被认定为国家级的地区总部。通常, 国家级地区总部比地方级的经营范围更多。 2. 相关办事流程(以上海地区为例): http://wz.investment.gov.cn/SFI/guide/touzixinggongsi.html?name=投資性公司 3. 相关法律依据: 1) 《关于外商投资举办投资性公司的规定》及其《补充规定》; 2) 《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》; 3) 《关于鼓励跨国公司在京设立地区总部的若干规定》及其《实施办法》; 4) 《广州市关于加快发展总部经济的实施意见》及其《配套文件》; 5) 其他相关法律规定。	1. 仅可被认定为地方级的地区总部。 2. 相关办事流程(以上海地区为例): http://wz.investment.gov.cn/SFI/guide/guanlixingongsi.html?name=管理性公司 3. 相关法律依据: 目前, 只有地方性的规定。例如: 1) 《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》; 2) 《关于鼓励跨国公司在京设立地区总部的若干规定》及其《实施办法》; 3) 《广州市关于加快发展总部经济的实施意见》; 4) 其他相关地方法律规定。	付注	1. 地方級の地域本部として認定され、更に条件に合致した場合、国家級の地域本部として認定される。通常、国家級の地域本部は地方級の地域本部に比べ経営範囲が広い。 2. 関連手続の流れ(上海地区を例) http://wz.investment.gov.cn/SFI/guide/touzixinggongsi.html?name=投資性公司 3. 関連する法的根拠 現時点では、地方規定のみである。以下はその例。 1) 「上海市の多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定」 2) 「多国籍企業の北京での地域本部設立奨励に関する若干規定」及びその「実施弁法」 3) 「広州市の本部経済発展の加速に関する实施意见」 4) その他の関連法律規定	1. 地方級の地域本部として認定されるのみである。 2. 関連手続の流れ(上海地区を例) http://wz.investment.gov.cn/SFI/guide/guanlixingongsi.html?name=管理性公司 3. 関連する法的根拠 現時点では、地方規定のみである。以下はその例。 1) 「上海市の多国籍企業の地域本部設立奨励に関する規定」 2) 「多国籍企業の北京での地域本部設立奨励に関する若干規定」及びその「実施弁法」 3) 「広州市の本部経済発展の加速に関する实施意见」 4) その他の関連法律規定

以投资性公司和管理性公司设立统括公司的利弊及其他注意事项, 对比说明如下:

1. 从经营范围来讲, 通常情况下: **投资性公司(投资、管理、销售) > 管理性公司(管理、销售)**。
2. 从设立成本来讲, 设立投资性公司成本较高、手续相对复杂; 设立管理性公司的成本较低、手续相对方便(由地方审批机关批准、认定)、实施管理功能较为灵活, 因此, 实践中, 跨国公司选择设立管理性公司(地区总部)的情况也不少。通常, 与新设公司相比, 将已在中国设立的公司转变为投资性公司(地区总部)或管理性公司(地区总部), 成本相对较低, 但操作上可能难度也比较大。
3. 从功能方面来讲, 投资性公司的注册资本金可直接用于再投资。而且, 投资性公司被认定为国家级的地区总部后, 通常还可以设立财务公

投資性会社、管理性会社それぞれで統括会社を設立した場合を比較し、利点と弊害及びその他注意事項を以下にまとめた。

1. 経営範囲において、通常では**投資性会社(投資、管理、販売) > 管理性会社(管理、販売)**となる。
2. 設立コストにおいて、投資性会社の設立はコストが高く、手続も複雑である。管理性会社の設立は比較的成本が低く、手続も容易であり(地方の許認可機関による認定のため)、機能としての管理業務の実施においても柔軟性がある。よって、実際に、少なからぬ多国籍企業が管理性会社(地域本部)を設立している。なお、一般的に、中国における既存の会社を投資性会社(地域本部)または管理性会社(地域本部)に変更する方法は、会社新設に比べ、コストは相対的に低い、実務処理はやや困難であると思われる。

- 司、融资租赁公司等。
4. 从融资能力来讲，投资性公司的贷款额通常高于管理性公司。
 5. 从补贴力度来讲，实践中，中国各级政府部门倾向于鼓励跨国公司设立投资性公司或管理性公司形式在中国设立地区总部，并规定了地区总部可享受的优惠待遇，通常包括开办资助、租房补贴、财政补贴、高管奖励等。以下，律师简要介绍目前上海地区设立投资性公司和管理性公司为地区总部的主要优惠政策，实践中，还需要根据项目的规模情况、与有关部门的沟通情况来具体判断：

	上海地区投资性公司（地区总部）	上海地区管理性公司（地区总部）
开办资助	可在 3 年内获得总共 500 万元的开办资助。	年营业额首次超过 5 亿元的，可以申请从该年度开始分 3 年获得总共 500 万元的一次性开办奖励。
租房资助	可在 3 年内获得总额不超过 260 万元的租房资助（具体根据租用/购建自用的办公用房面积而定）。	
财政补贴	上海市政府目前未出台具体政策，根据律师的经验，实践中，上海市部分地区给予投资性公司的补贴是不同的，例如： ■ 长宁区：自营利年度起，企业所得税中形成区地方财力部分，头二年内给予 100% 的补贴，后三年给予 50% 补贴；形成区地方财力部分 5 年内给予 50% 的补贴。 ■ 浦东新区：自营利年度起，企业所得税中形成区地方财力部分，自三年内给予 100% 补贴，后三年给予 50% 补贴。	上海市政府目前未出台具体政策，根据律师的经验，实践中，上海市部分地区目前给予管理性公司的补贴较少，原则上需要与当地有关部门具体协商。

3. 機能において、投資性会社の登録資本金は直接再投資に使用できる。また、投資性会社が国家級の地域本部に認定されれば、通常では、財務会社、ファイナンスリース会社等の設立も可能となる。
4. 融資能力において、投資性会社の融資可能額は一般的に管理性会社の融資可能額を上回る。
5. 助成金において、実際、中国各級政府部門には多国籍企業が投資性会社または管理性会社の形式で中国に地域本部を設立することを奨励する意図があり、地域本部として享受できる優遇措置を定めている。通常では、それらには設立資金援助、建物賃借補助、財政補助、高級管理職への奨励金等が含まれる。以下は、現在、上海地区において投資性会社または管理性会社として地域本部を設立した場合の主な優遇政策について、簡潔にまとめたものである。実務においては、事業の規模、状況及び関連部門との協議状況に応じて具体的に判断する必要がある。

	上海地区投資性会社（地域本部）	上海地区管理性会社（地域本部）
設立資金援助	3 年間の内に計 500 万人民元の設立資金援助を受けることができる。	年間売上額が初めて 5 億人民元を超えた際に、当該年度より 3 年に分けて、計 500 万人民元の一括性設立奨励金を受取る申請を行うことができる。
建屋賃借補助	3 年間の内に 260 万人民元を上限とした建屋賃借補助を受けることができる（具体金額については賃借/購入建設した自家用事務所の面積により確定する）。	
財政補助	上海市政府は未だ具体政策を発表していないが、筆者が把握する限りでは、実務における上海市各地区の投資性会社に対する補助は様々である。 例： ■ 長寧区：利益の出た年より、法人税における区地方財政分について、初めの 2 年は 100% の補助、続く 3 年は 50% の補助を与える。その他の区地方財政分については 5 年の間 50% の補助を与える。 ■ 浦東新区：利益の出た年より、法人税における区地方財政分について、初めの 3 年は 100% の補助、続く 3 年は 50% の補助を与える。	上海市政府は未だ具体政策を発表していないが、筆者が把握する限りでは、実務における上海市各地区の管理性会社に対する補助は少なく、原則として現地関連部門との具体協議が必要である。

高管 奖励	上海市目前未出台具体政策,根据律师的经验,实践中,目前部分区县给予投资性公司的补贴通常比管理性公司更高一些,具体需要结合项目的规模情况、与有关部门的协商情况来判断。	上海市目前未出台具体政策,实践中,各区县给予的高管奖励各不相同,例如: ▪ 长宁区: 经营期间,对年收入在500,000元以上的高级管理人员(总经理、副总经理、财务负责人或者其他高级管理人员),经申请确认,每年给予3~6万元奖励。(享受人员、享受的具体标准每2年进行一次确认。)
------------------	---	--

高級 管理 職へ の奨 励金	上海市は未だ具体政策を発表していないが、筆者が把握する限りでは、現在一部の区県が投資性会社に与える補助は管理性会社へ与える補助に比べ多い。具体的には事業規模や関連部門との協議の状況により判断される。	上海市政府は未だ具体政策を発表していないが、実務において、各区県が与える高級管理職への奨励金は様々である。 例: ▪ 長寧区: 経営期間において、年収500,000 人民元以上の高級管理職(総経理、副総経理、財務責任者またはその他高級管理職)に対し、申請後確認の上、毎年3万~6万人民元の奨励金を与える。(享受できる人員、享受する具体基準については2年毎に確認を行う。)
---------------------------------------	--	---

综上,企业可以根据实际需要,综合考虑投资性公司(地区总部)和管理性公司(地区总部)在职能等各方面的区别,选择以新设或变更方式在中国成立投资性公司(地区总部)、管理性公司(地区总部),以顺利实现对相关关联企业进行统一管理的目的。

(里兆律师事务所 2012 年 06 月 01 日整理编写)

以上のとおり、企業は係る関連企業に対する統一管理を実現するため、実際の必要に応じて、投資性会社(地域本部)及び管理性会社(地域本部)の機能等各方面的の違いを総合的に考慮し、新規設立または会社変更を選択の上、中国において投資性会社(地域本部)、管理性会社(地域本部)を設立することができる。

(里兆法律事務所が 2012 年 6 月 1 日付で作成)